

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年7月7日

香川県監査委員	林	勲
同	大	西
同	香	川
同	城	宗

1 監査対象部局 商工労働部

2 監査対象年度 平成26年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
計量検定所	平成27年4月20日
産業政策課	平成27年5月15日
経営支援課	〃
労働政策課	〃
企業立地推進課	平成27年5月19日
大阪事務所	平成27年5月22日
産業技術センター	平成27年6月9日
高等技術学校	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 複数年にわたる業務の委託契約について、2年目の執行伺書の作成が10か月以上遅延しているものがあった。（産業政策課）

(イ) 工事請負契約の変更について、設計図書の変更及び変更後の請負金額の算定が適切に行われていなかった。（高等技術学校）

(ウ) 一般競争入札の落札者の入札保証金については、契約締結後に還付することとされているが、契約締結前に還付しているものがあった。（高等技術学校）

イ 自主検査について

県に事務局を置く任意団体については、所属長が年2回以上自主検査を行う必要があるが、所管する2団体について自主検査を行っていなかった。（産業技術センター）

(3) 檢討指示事項

該当事項なし